

## 資料5

### 部会決議報告

北九州国定公園(北九州市八幡東区大字大蔵)に  
おける公園事業の変更について





2 自 第 1 3 2 7 号  
令和 3 年 1 月 2 0 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事  
(環境部自然環境課)



北九州国定公園（北九州市八幡東区大字大蔵）における公園事業の変更について（諮問）

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項に基づき決定した公園事業を変更するにあたり、福岡県国定公園事業決定等取扱要領により、下記のとおり諮問します。

#### 記

#### 1 対象事業

北九州国定公園における公園事業（皿倉地区園地）

#### 2 諮問理由

国定公園計画に基づき整備する公園事業を執行するには、自然公園法第9条第2項の規定に基づき県知事が事業決定を行う。

なお、決定した事業の変更を行う場合には、福岡県国定公園事業決定等取扱要領第5の規定に基づき、決定の場合に準じて、福岡県環境審議会の意見を聴くよう同要領第7の規定で定められているため、諮問を行うもの。

#### (資料)

- ・ 北九州国定公園事業変更決定書
- ・ <参考資料> 自然公園制度の概要



2 福環審第32号

令和3年3月23日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



北九州国定公園（北九州市八幡東区大字大蔵）における公園事業の変更について（答申）

令和3年1月20日付け2自第1327号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。


記

原案のとおり決定されることが適当である。

様式3

北九州国定公園  
事業変更書

福岡県告示第459号  
令和3年4月16日

事業変更事項	変更前		変更後
	国定公園事業の名称及び種類	皿倉地区（園地）	変更なし
	国定公園事業の位置	[北九州市八幡東区] 	変更なし
	国定公園事業の規模	区域面積 47.5 ha	区域面積 47.7 ha
	添付図面	位置図、区域詳細平面図	位置図、区域詳細平面図

参 考 画	公園 施設計画	園地	福岡県告示第468号 昭和53年3月23日
	規制計画	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	環境庁告示第35号 昭和47年10月16日
事 業 備 考 項	国定公園事業者（予定）	北九州市	
	工 種	芝生広場等21,270㎡、園路9,027m、案内所2棟、公衆便所4棟、駐車場530㎡	
	備 考	事業決定（昭和59年10月13日福岡県告示第1546号）の変更	





北九州国定公園 区域図

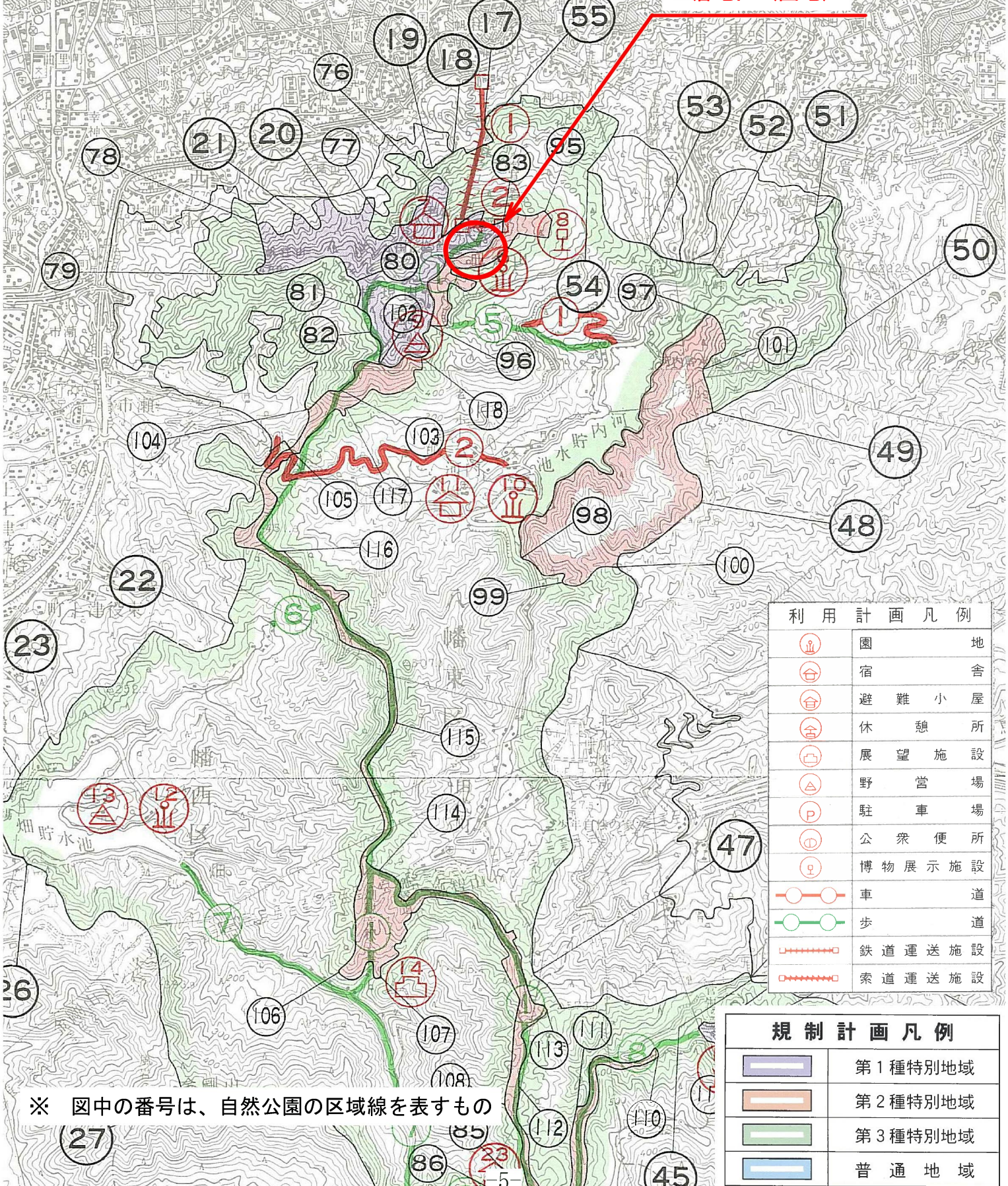
公園(皿倉地区園地)事業位置

皿倉地区園地 事業位置



# 北九州国定公園 事業変更決定区域図 (園地)

皿倉地区 (園地)



	園地
	宿舎
	避難小屋
	休憩所
	展望施設
	野営場
	駐車場
	公衆便所
	博物展示施設
	車道
	歩道
	鉄道運送施設
	索道運送施設

	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

※ 图中的番号は、自然公園の区域線を表すもの

(27)



# 事業区域図

変更区域 0.2 ha

事業決定済区域 47.5 ha

